

入間市のここが「好き」。募集要項

1 目的

「100年後も残したい入間の好きプロジェクト」において小学生の子どもたちが作成する「入間市の未来予想図」の素材とするため、『入間市のここが「好き」。』を募集します。

2 「100年後も残したい入間の好きプロジェクト」概要

入間市が歩んできた60年には、暮らしの中で育まれた市民一人ひとりの“好き”が詰まっています。入間市が還暦を迎えるこの節目に、それぞれの「好き」を集め、市民共通の宝物として未来に残す取り組みとして実施するのが「100年後も残したい入間の好きプロジェクト」です。

本プロジェクトでは、まず、みなさんから『入間市のここが「好き」。』を募集します。

その後、集めた様々な「好き」をもとに、小学生の子どもたちに「100年後に残したい好き」を選定・将来像を議論してもらい、「入間市の未来予想図」を作成します。

作成した「入間市の未来予想図」は市制施行記念日の11月1日にお披露目予定です。

3 募集期間

令和8年2月4日（水）～令和8年5月31日（日）

4 募集内容

「この景色が好き」「この瞬間が好き」「このまちのここがいい！」など、「やっぱり好きだな～入間市。」とふと感じる日常の一コマを募集します。「好き」の中身について、場所・風景・モノ・お店等、ジャンルは問いません。

- (1) あなたが思う入間市の「好き」（140文字程度）
- (2) 好きな理由、想い、エピソードなど（300文字以内）
- (3) 写真【上記、(1)(2)を表現するものがあれば（任意）】

データの場合はJPEG形式で1作品につき、10MB以内のもの。

プリント（紙焼き）の場合はL判

(4)絵画、イラスト、漫画【上記、(1)(2)を表現するものがあれば(任意)】

データの場合はJPEG形式で1作品につき、10MB以内のもの。

A4サイズ1枚以内(縦横自由、画材自由。ただし、立体物は不可。)

(5)俳句・短歌・川柳など【上記、(1)(2)を表現するものがあれば(任意)】

5 応募方法

(1) 応募フォーム(Web)からの応募

下記必要事項を明記し、送信してください。応募数に制限はありません。

(2)応募箱からの応募

応募作品および下記必要事項が記載された応募用紙を封筒に入れ、市役所本庁舎、各地区センター(分館除く)、図書館(分館含む)、博物館へ設置した応募箱へ投函してください。

※写真やイラストなどを添付する場合は、必要事項を記入した応募用紙に貼り付けるか、ホッチキス留めや封筒などでセットにして投函してください。また、写真やイラストなどの裏面には応募者の名前(ニックネーム可)を記入してください。

(3)必要事項

ア あなたの「好き」を教えてください(140文字以内)【必須・記述】

イ 場所【必須・記述】

ウ 好きな理由や想い、エピソードなど【必須・記述】

エ 「好き」を表現する写真や画像・イラストなどがあれば添付【任意・データ添付】

オ 「好き」を表現する俳句・短歌・川柳などがあれば【任意・記述】

カ お名前(ニックネーム可)【必須・記述】

キ 応募者の年代【必須・選択】

ク 入間市とのつながり(在住、在学・在勤、その他)【必須・選択】

ケ クが「在住」の場合居住地区【必須・選択】

コ クが「その他」の場合、その内容【記述】

6 応募条件

- (1)応募者本人が撮影・創作・作成したもの。(写真については入間市内で撮影されたもの)
- (2)人若しくは人の財産が写っている・関係する場合は、その方や関係者の同意を得たものであること。

※同意が得られていない人の顔などが判別できるものは応募できません。

- (3)他のコンテストなどに応募していないものであること。
- (4)次の事項に当てはまらないものであること。

ア 公序良俗に反するもの、その他法令に反するとみなされるもの

イ 大幅な加工処理がされているもの

ウ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利目的であるもの

エ 著作権や肖像権などの第三者の権利を侵害する恐れのあるもの

- (5)生成 AI を使用した作品の場合、使用した AI ツールの名称及びプロンプトの概要を明記すること。

7 応募作品の利用

- (1)提供いただいた内容、作品は市公式 HP や SNS、広報誌への掲載等に使用することがあります。(応募条件を満たしていない場合は使用いたしません)。
- (2)市の将来像について小学生の子どもたちが議論する際の材料とします。
- (3)掲載等の基準に関するお問い合わせは一切受け付けませんのであらかじめご了承ください。

8 注意事項

- (1)応募作品に関する著作権や肖像権などの第三者の権利の侵害等に係るトラブルについて、入間市は一切の責任を負いません。
- (2)応募作品の著作権は撮影・作成者本人に帰属します。
- (3)応募作品は返却いたしません。
- (4)入間市において応募いただいた作品を利用する場合、サイズ変更やトリミングを行う場合があります。
- (5)応募していただいた時点で上記募集要項に同意していただいたものとみなします。